○磐田市化学肥料低減緊急支援事業費補助金交付要綱

令和５年１月19日告示第13号

磐田市化学肥料低減緊急支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、化学肥料の使用量の低減を図るとともに、肥料価格の高騰による農業経営への影響を緩和するため、肥料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱（令和３年12月20日付け３農産第2155号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）及び肥料価格高騰対策事業実施要領（令和３年12月20日付け３農産第2156号農林水産省農産局長通知。以下「国実施要領」という。）に基づき、肥料価格高騰対策事業に取り組む取組実施者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、磐田市補助金等交付規則（平成17年磐田市規則第47号）及びこの告示の定めるところによる。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　参加農業者　国実施要領別記３の第２の１に取り組む農業者をいう。

(２)　取組実施者　国実施要領第３に規定する者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

ア　参加農業者が、市内に住所を有する者又は市内に事業所をおく法人であること。

イ　国実施要領第４の３に規定する肥料価格高騰対策事業に係る国実施要領第９の４の(２)の規定による採択の決定がされていること。

(３)　当年の肥料費　令和４年６月から令和５年５月までの間に適用された価格で農業者に販売された又は販売されることが確実と見込まれるものであって、当該農業者が自ら使用した又は使用する見込みである肥料の代金をいう。

(４)　高騰率　農林水産省が実施する「農業物価統計調査」に基づく農業物価指数等により、別途農林水産省が定めるものとする。

(５)　前年の肥料費相当額　当年の肥料費を高騰率及び10分の９で割った代金（国実施要領別記３の第２の２の規定の例により算定する前年の肥料費）をいう。

(６)　秋用肥料　令和４年６月から10月までに購入した肥料をいう。

(７)　春用肥料　令和４年11月から令和５年５月までに購入又は購入することが確実な肥料をいう。

（補助対象者及び補助金の交付額等）

第３条　補助対象者及び補助金交付額は、次に掲げるとおりとする。

(１)　補助対象者　取組実施者をいう。

(２)　補助金交付額　当該取組実施者の取組に参加している参加農業者ごとに算定するものとし、その額は、当該者に係る当年の肥料費から前年の肥料費相当額を控除した額の100分の15以内の額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を合計した額とする。また、補助金の交付は、１取組実施者につき、秋用肥料分及び春用肥料分の計２回を限度とする。

（交付申請）

第４条　補助金に係る市の申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。

２　補助金を受けようとする取組実施者は、市長が別に定める日までに次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

提出書類

ア　交付申請書（様式第１号）

イ　第２条第２号イに掲げる要件に該当することを証する書類

ウ　肥料の発注を証明する書類及び肥料費を支払ったこと又は支払義務が生じていることを示す書類

エ　同意書（様式第２号）

オ　その他市長が必要と認める書類

３　当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付申請するものとする。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付条件）

第５条　次に掲げる事項は、補助金の交付の決定をする際の条件となるものとする。

(１)　取組実施者は、国実施要領第９の４の(３)の規定により変更の手続きを行ったときは、その内容が分かる書類を速やかに市長に提出しなければならない。

(２)　取組実施者は、以下に掲げる書類を作成又は収集し、補助金の交付の決定を受けた年度終了後５年間保管するとともに、市長から求めがあった場合は、その書類又はその書類の写しを提出しなければならない。

ア　国実施要領別記３の第２の１の取組を実施したことが確認できる書類

イ　補助金の交付額算定の根拠となる書類

ウ　参加農業者から提出された書類

エ　参加農業者への補助金交付を証明する書類

(３)　取組実施者は、補助金の交付の決定を受けた年度終了後５年間、参加農業者の取組状況を確認しなければならない。

（交付決定の通知）

第６条　市長は、第４条第２項に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、交付（不交付）額決定通知書（様式第３号）により、取組実施者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第７条　市長は、補助金の交付を受けた取組実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(１)　第５条第１号の規定による書類の提出により、既に交付した補助金の額に余剰が生じたことが判明したとき。

(２)　国実施要領第10の規定により、当該補助金の返還措置が講じられたとき。

(３)　第４条第３項ただし書の規定により申請時に当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでなかったが、消費税及び地方消費税の申告により、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したとき。

（その他）

第８条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、公示の日から施行し、令和４年度分の補助金から適用する。